

告 示 第 1 5 1 号

令和 7 年 2 月 1 4 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市都市農村交流センターお茶の里で使用する電気の購入契約に係る制限付き一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

鹿児島市都市農村交流センターお茶の里で使用する電気の購入契約に係る制限付き一般競争入札を実施するについて、この入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第 1 6 7 条の 5 第 2 項及び第 1 6 7 条の 6 第 1 項並びに鹿児島市契約規則（昭和 6 0 年規則第 2 5 号）第 3 条の規定により公告します。

記

1 入札に付する事項

(1) 購入する物品等の名称及び数量

購入する物品等の名称	年間予定使用電力量
鹿児島市都市農村交流センターお茶の里 で使用する電気	3 2 3, 0 0 0 キロワットアワー

(2) 購入する物品等の供給期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札参加資格審査申請の受付期限の日までの間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 8 年 5 月 2 8 日制定）その他の本市で定める指名停止に関する規程に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない

者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。
- (7) 令和7年4月1日から送電することが可能であること。
- (8) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 令和4年度の1キロワットアワー当たりの二酸化炭素調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された調整後排出係数又はこれと同様の算定方法に基づき算出されたもの。以下「調整後排出係数」という。）が $0.486 \text{ kg-CO}_2 / \text{kWh}$ （以下「基準値」という。）以下であること。
 - イ 令和4年度の調整後排出係数が基準値を超える場合は、その差に相当する部分について、本市の予定使用電力量に応じて、一般財団法人 日本品質保証機構が認証するグリーン電力証書を購入し、本市に無償で譲渡できること。
 - ウ 令和5年度中に電力供給を開始した小売電気事業者で、供給開始の日から令和6年3月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数（電気事業者がそれぞれ供給（小売り）した電気の発電に伴い、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年3月29日経済産業省令・環境省令第3号）別表第1に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量を、当該電気事業者が供給（小売り）した電力量で除したもの）が基準値以下であり、かつ、令和5年度の調整後排出係数が確定したときに調整後排出係数が基準値を超える場合は、その時点でイに準じた対応ができること。
 - エ 令和6年度中に電力供給を開始した小売電気事業者で、供給開始の日から令和7年1月末日までの1キロワットアワー当たりの二酸化炭素実排出係数が基準値以下であり、かつ、令和6年度の調整後排出係数が確定したときに調整後排出係数が基準値を超える場合は、その時点でイに準じた対応ができること。
- (9) 環境負荷を軽減するための社会貢献事業活動を行っていること。
- (10) 納期の到来している市区町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

3 契約条項を示す場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市観光交流局世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課（みなと大通り別館3階）

4 入札説明書等の交付及び受付場所等

入札に参加するために必要な関係書類に係る事項その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

(1) 交付及び受付場所

3に同じ。

(2) 交付及び受付期限

令和7年2月25日(火)

(3) 提出書類

所定の入札参加資格審査申請書(様式1)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類(以下「申請関係書類」という。)を添付して、受付場所へ直接持参又は郵送(受付期間内必着)により提出するものとする。ただし、申請関係書類のうちクを除く書類については、この申請前に、本市の他施設の令和7年度に使用する電気の購入契約に係る入札参加資格審査申請において既に提出がなされ、かつ、その提出された書類が本施設の入札参加資格審査申請の申請関係書類としても有効な場合にあっては、その提出を省略することができる。

ア 履歴事項全部証明書(法人の場合に限る。)

イ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類(個人の場合に限る。)

ウ 納税証明書又は滞納がないことの証明書

(ア) 鹿児島市の市税について未納の税額がないことの証明書(鹿児島市内に営業所等がない場合は提出不要)

(イ) 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書(その3)

エ 印鑑証明書

オ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証する書面

カ 2(5)に掲げる事項の確認に必要な資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書(様式2)

キ 2(8)ア、ウ又はエ及び(9)に掲げる事項の確認に必要な二酸化炭素排出係数等報告書(様式3)

ク 2(8)イ、ウ又はエに掲げる事項の確認に必要なグリーン電力証書購入誓約書(その1)(様式4)又はグリーン電力証書購入誓約書(その2)(様式5)又はグリーン電力証書購入誓約書(その3)(様式6)

ケ 2(8)及び(9)に掲げる事項の確認に必要な環境報告書又は確認資料

コ 電気の供給可能量が確認できる書類

(4) その他

入札説明書は、本市ホームページ (<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができる。

5 入札説明会

実施しない。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和7年3月5日(水) 午前11時45分から

(2) 場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所本館3階物品第二入札室

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。ただし、鹿児島市契約規則第26条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 最低制限価格

設定しない。

9 郵送又はファックスによる入札

郵送又はファックスによる入札は、認めない。

10 入札の無効に関する事項

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 2以上の入札書(他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。)による入

札

オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

キ 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係があると認められる者のした入札

コ 入札金額と入札説明書の16に規定する積算内訳書に記載された参考総価比較額とが異なる入札

サ 入札金額の算定に誤りのある入札書による入札

シ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 令和7年度予算が令和7年3月31日までに市議会で可決されなかった場合は、今回の入札は無効となるものとする。

1.1 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

1.2 問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市観光交流局世界遺産・ジオ・ツーリズム推進課（みなと大通り別館3階）

電話 099-216-1371

ファックス 099-216-1320

電子メールアドレス sekai-greent@city.kagoshima.lg.jp